

医療費助成基準額表

医療費助成 基準額の区分  妊産婦が属する 世帯の階層区分	基 準 額	加算基準月額(入院 期間が7日を超えた 場合の1日当たりの 加算額)	特 別 加 算 額 (入院中に手術療法等を 受けた湯場合の加算額)	
			開 腹	分娩誘発 その他
生活保護法による 被 保 護 世 帯 (単給与世帯を含む)	円 9, 1 0 0	円 1, 3 0 0	円 8, 7 0 0	円 3, 0 0 0
市町村民税非課税世帯	7, 3 0 0	1, 0 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0
所得税非課税世帯	6, 4 0 0	9 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0
所得税の課税世帯年額 30,000 円以下の世帯	5, 5 0 0	8 0 0	8, 7 0 0	3, 0 0 0
備 考				
<p>1 この表の所得税の課税世帯の所得税年額 30,000 円以下の世帯とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定及び平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条</p> <p>2 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>3 世帯階層区分の認定は、当該妊産婦の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に妊産婦を扶養しているもののうち、当該妊産婦の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。</p>				